

## 43 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに関し了承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

### （使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。
- (2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。
- (3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

### （品質保証体制の構築）

第2条 丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年10月19日

(甲) 青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事 三 村 申 吾

(乙) むつ市金谷一丁目1番1号  
むつ市長 杉 山 肅

(丙) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力株式会社  
代表取締役社長 勝 俣 恒 久

(丁) 東京都千代田区神田美土代町1番地1  
日本原子力発電株式会社  
代表取締役社長 市 田 行 則